

平成20年(行ウ)第231号 日韓会談文書一部不開示決定処分取消等請求事件

原告 吉澤文寿 外9名

被告 国

原告準備書面(3)

2009年4月6日

東京地方裁判所 民事第3部 A2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士

東 澤



同

川 口 和



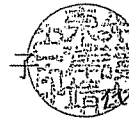
同

二 関 辰



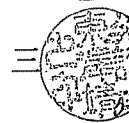
同

小 町 谷 育



同

魚 住 昭



同

古 本 晴



同

張 界



第1 はじめに

本準備書面では、「竹島問題に関する文献資料」(文書137)に関する原告の

主張を述べる。本準備書面では、まず、被告国の主張によってこれまでに明らかになった文書137の構成・性質について述べた後（後掲第2）、同文書は全面的に開示されるべきこと（後掲第3）を論じる。

## 第2 文書137の構成・性質

被告国の準備書面（被告国準備書面（1）ないし（3））によってこれまでに明らかになった事実をまとめると、文書137の構成・性質は次のようなものである。

すなわち、文書137は、外務省アジア局北東アジア課（当時）内に設置された日韓国交正常化交渉史編纂委員会が作成した文書であり、竹島問題に関する文献資料のリスト及びその概要等を記載したものである。とりあげられている文献資料の数は合計約90点であり、その中には公刊されている資料も含まれており、外務省で作成されたと考えられる内部資料は約6割である（およそ54点）。

このリスト及び概要には、文献資料のタイトルの記載があり、個々のタイトルの記載に続けて、対応する文献資料の概要が記載されている。

この文書は、全体で約40ページある。

文書137は「竹島問題に関する文献資料」のタイトルとその概要紹介を主な内容とするものであるが、竹島問題をめぐる日韓政府間のやりとりについての事実関係が時系列で記載された部分が一部に存する。ただし、文献資料はその時系列とは無関係に記載されている。

文献資料には、竹島問題に関する歴史的経緯に関する論文や、領有権についての法律上の見解及び調査資料等が含まれている。日本政府が韓国政府との関係で竹島問題を取り上げることとなった原因事実を把握するに至った端緒を含め、竹島問題をめぐる日韓政府間のやり取りについての事実関係も記載されている。

### 第3 文書137は全面的に開示されるべきこと

被告国は、「〔竹島〕問題への我が国の具体的な考え方や分析法、立論等は基本的にすべて、『公にすることにより、国の安全が害されるそれがあり、あるいは、韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある』不開示情報に該当するものといえる」（被告国準備書面（2）3頁）等と述べて文書137を全面不開示とした。

しかし、このような被告国による理由づけは極端である等、文書137を不開示にする根拠にはなりえない。

文書137は、公刊物を含む文献資料のリスト及びその要約に過ぎない。それを開示することによって、被告国の安全や交渉上の不利益を被るおそれがないことは明らかであり、かつ、そのようなおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも言えない。

#### 1 被告国による主張の極端性

被告国自身が述べるとおり、竹島問題について、「日本国政府としては、竹島問題を平和的に解決するための有効な方策を検討しており、例えば、外務省がホームページ（乙第19号証）やパンフレット（乙第20号証）等により積極的に広報活動を行っている」のであり、さらに、竹島問題は、「我が国の国会審議においても恒常的に議論されている」（答弁書10頁）。

このように、被告国による広報活動や国会審議における政府答弁等を通じて、竹島問題に関する被告国の具体的な考え方や分析法、立論等の多くは、すでに公になっている。

すでに公になっている情報を不開示にすべきでないことは明らかであって、竹島問題に関する被告国の具体的な考え方や分析法、立論等が、「基本的にすべて」法5条3号に該当するという被告国の主張は明らかに極端な主張である。

## 2 参考資料の選択・内容と見解・方針とは峻別すべきこと

さらに、文書137は、すでに見たとおり、竹島問題に関する文献資料のリスト及びその概要等を記載した文書にすぎない。

一国の外交政策に関する事務をつかさどる外務省としては、竹島問題を検討するにあたって、関連する文書を、その文書がいかなる立場から作成されたものであるか等に関わらず、広く収集・検討すべきことが求められているのは当然のことである。

「敵を知り己を知れば、百戦あやうからず」と言うように、一般論として、複数の異なった見解が存在する場合に、自己の見解を深めるために反対説の文献を検討することは重要である。このことに見られるように、ある見解の持ち主が、その見解とは異なる立場から作成された資料を保有していたとしても何ら不思議はない。換言すれば、ある人がいかなる資料を選択し、持っているかということと、その人が、同一のテーマについていかなる見解を持っているかということは別個の事柄であるから、峻別する必要がある。

外務省が、仮に様々な立場から作成された資料を保有していたとすれば、それは当然のことであるし、むしろ、多角的な観点から竹島問題について検討したうえで意見を形成すべき外務省としては、様々な立場から作成された資料を保有して然るべきである。多様な文献を持っているということから、外務省がいかなる考えを持ち、いかなる分析法、立論等を採用するかということがわかるわけではない。

ましてや、本件で問題になっているのは、約半世紀前に、日韓会談に際して外務省内に設けられた日韓国交正常化交渉史編纂委員会なる委員会が検討ないし保有していた資料に限られる。その後、現在までの間に外務省が新たに入手・検討した資料等は、文書137が全面開示になったとしても依然として不明である。

以上述べたところから明らかなおおり、現在の外務省が竹島問題についてい

かなる見解や方針を持っているかということと、文書137の記載事項との間には何ら直接の関連性はない。

被告国は、「国際社会に対して竹島問題に関する我が国の立場に理解を求め、誤解が生じないように細心の注意を払う必要がある、このことが、情報の発信・開示においても同様であることは当然である」と主張する（答弁書10～11頁）。しかし、約半世紀前に外務省内に設けられた日韓国交正常化交渉史編纂委員会なる委員会がいかなる資料を検討していたかという事実ゆえに、現在の被告国の立場について誤解が生じることはない。さらに、万が一誤解が生じることがあるとしても、市井の一市民とは異なり、広報のための十分な手段や機会を持っている被告国としては、広報活動等を通じて誤解を晴らしていくのが務めというべきであるし、仮に関連する資料に基づいた被告国の立場に対する批判が適切なものであれば、それを甘んじて受け入れるのが民主主義社会におけるあるべき姿である。

### 3 答申例にみられる考え方

以上のような考え方はきわめて常識的なものであり、同様の考え方は、国の情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）でも現にとられている。

すなわち、審査会が出した答申である平成15年度（行情）答申第237号（事件名「日本の核政策に関する基礎的研究の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」）（甲20）（以下「本件答申」という。）は、特定の新聞によりその存在及び内容が報じられた「日本の核政策に関する基礎的研究」という名称の報告書の開示が請求された事案である。この報道によれば、報告書は、内閣情報調査室（1986年に内閣調査室から改編された組織）の前身である内閣調査室が、外部団体に調査委託して作成したとされているものである。

この請求について処分庁は存否応答拒否の決定を出したが、審査会は、「内

閣情報調査室の行う調査研究の課題や内容すべてについて、これに関する個別の文書の存否を答えることが当然に国の安全等を害することになるというように包括的な説明をもって相当の理由があるとは言えない。」「本件対象文書の存否を明らかにしただけでは、『日本の核政策に関する基礎的研究』という名称の文書の存否が明らかになるに過ぎず、そのこと自体から核政策についての研究の内容や方向性が明らかになるものではなく、また、相当長期間経過していることにかんがみれば、核政策というテーマの重要性を考慮に入れたとしても、その存否を答えることが現時点において我が国の情報の収集及び分析その他の調査の取り組み状況等を明らかにすることとなるとは考えがたく、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報に該当するとは言えない。」と判断し、「処分庁がその存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである。」という結論を出した。

本件答申は、次のような点で本件訴訟において参考になる。

まず、本件答申は、「日本の核政策に関する基礎的研究」という名称の文書の存否が明らかになったとしても、そのこと自体から核政策についての研究の内容や方向性が明らかになるものではないという常識に沿った適切な判断をしている。これを本件に当てはめてみれば、文書137の文献リストにいかなる名称の文書があるか、あるいはいかなる概要の文書が記載されているかが明らかになったとしても、そのこと自体から竹島問題についての被告国の具体的考え方や分析法、立論等の方向性が明らかになるものではないということになる。

なお、本件答申で問題になっている文書は、「日本の核政策に関する基礎的研究」という名称に照らし、本文中で日本の核政策に関する研究の内容や方向性を記載しているものと考えられ、本文自体を開示すると、日本における研究

内容や日本の方向性が公になるという可能性がある。それに対し、文書137は、あくまでも外務省に設置された日韓国交正常化交渉史編纂委員会という組織が集めた竹島問題に関する文献資料に過ぎない。竹島問題に関する被告国の具体的な考え方や分析法、立論等それ自体を記載したものではない。したがって、文書137の場合には、文書の名称のみならず、その内容を開示しても、竹島問題に関する被告国の具体的な考え方や分析法、立論等が明らかになるものではない。

また、本件答申では、1986年以前に作成された報告書について、相当長期間経過していると判断しているが、文書137は、それより古く、約半世紀前に作成された文書である。本件答申でとられた考え方を踏まえるならば、文書137の開示によって、現在の被告国の竹島問題に関する具体的な考え方や分析法、立論等が明らかになるとはおよそ考えられない。

また、本件答申で問題となっている不開示事由は、本件開示請求の場合と同様に、情報公開法5条3号の問題である。

さらに、本件訴訟において被告国は竹島問題の重要性を強調するが、本件答申で問題となっているテーマは、唯一の被爆国である日本がいかなる核政策をとるかというきわめて重要なものである。しかし、そのようにきわめて重要なテーマであっても、そのことが開示請求者に文書の存否を知らせる妨げにはなっていない。

以上検討してきたように、本件答申は、文書137に関する本件開示請求と共通する部分が多々あるが、本件答申は、上述の理由から、存否応答拒否は認められないとしたのである。

なお、本件答申は存否応答拒否の事案であり、開示請求者自身が対象文書の名称をあらかじめ具体的に指定していたという点で、文書137に関する本件開示請求とは異なる。しかし、本件答申の事案において、対象文書の名称が指定されていたとしても、その名称の文書が実在するか否かは開示請求者には不

明である。結局のところ、行政機関によって、そのような文書が存在するという趣旨の回答をした場合に、初めてそのような名称の文書の存在を開示請求者が知ることになるという点では変わりはない。したがって、本件答申が存否応答拒否の事案であるということゆえに、そこで採用された考え方が、本件に当てはまらないということになるものではない。

#### 4 小括

以上検討したとおり、参考資料の名称や内容と、そのような参考資料を検討した者の見解・方針とは峻別すべきである。ましてや、参考資料を収集ないし選択したのが約半世紀も前である場合、それを保有している現在の被告国の見解・方針がそれによって推知されることなどない。

すでに原告準備書面（1）で述べたとおり、法5条3号、4号の場合であっても、不開示事由の該当性に関する主張立証責任は被告国にあり、かつ被告国が不開示決定をするにあたって前提とした事実関係及び判断の過程等、その判断に不合理のないことは、相当の根拠に基づいて被告国が主張立証する必要がある、これを尽くさない場合には、行政機関の長のした判断が裁量権を逸脱又は濫用したものであることが事実上推認されるところである。以上に述べてきた理由からすれば、被告国は文書137について、尽くすべき主張立証を行なったとは到底いえないものであり、文書137は全面開示されるべきである。

以上